

岩手県無人航空機による農薬散布に関する安全対策指導指針

岩手県農林水産部
制定 令和2年1月30日
一部改正 令和5年2月28日

(趣旨)

第1 無人航空機を利用して農薬を散布（以下「空中散布」という。）する者は、農薬取締法（昭和23年法律第82号（以下「法」という。））第25条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）に基づき、農作物や人畜、周辺環境に危害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った農薬の安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第27条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。

このことから、岩手県における空中散布については、「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（農林水産省消費・安全局長通知。（令和元年7月30日消安第1388号）以下「安全ガイドライン」という。）」、「国土交通省航空局標準マニュアル（空中散布）（以下「飛行マニュアル」という。）」のほか、本指針に基づき安全対策の指導を行うものとする。

(指導体制)

第2 県は、空中散布の安全かつ適正な実施のために必要な指導及び助言を行うものとする。また、県は、空中散布の実施状況の把握、防除実施者及び防除を自らは行わずに他者に委託する者（以下「実施主体」という。）、関係機関等に対する情報提供等により、無人航空機の安全な使用の推進に努めるものとする。

2 岩手県産業用無人ヘリコプター推進協議会（以下「県協議会」という。）は、構成員に対して情報提供、研修会の開催及び活動支援等を行うとともに、構成員が実施した空中散布の実態把握、情報収集を行うものとする。

3 県と県協議会は、相互に情報共有を図り、本県における空中散布の安全対策指導の徹底を図るものとする。

(空中散布の実施に係る指導)

第3 空中散布の計画については、次のとおりとする。

(1) 無人ヘリコプター

ア 県協議会は、県協議会が定める規程等（以下「協議会規程等」という。）に基づき、実施主体である構成員から散布計画を収集する。

イ 県農業普及技術課は、アにより収集された散布計画について、県協議会に情報提供を求め、得られた散布計画を、東北農政局消費・安全部安全管理課（以下「東北農政局」という。）を経由して、農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「農林水産省」という。）に提出するものとする。

ウ また、県農業普及技術課は、空中散布実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、

岩手県養蜂組合に情報提供するものとする。

(2) 無人マルチローター（いわゆるドローン。以下同じ。）

ア 県農業普及技術課は、安全ガイドラインに基づき実施主体が作成した散布計画について、実施主体に情報提供の協力を求めることとする。

イ 得られた散布計画は、空中散布実施による蜜蜂被害の発生を防止するため、岩手県養蜂組合に情報提供するとともに、農薬安全使用に係る指導に活用するものとする。

ウ 散布計画の提出方法は、別記のとおりとする。

2 空中散布時の留意事項については、次のとおりとする。

(1) 実施主体は、法に基づき農薬を使用する者が遵守すべき基準に従い農薬を使用し、また、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深める必要があるため、県農業普及技術課は、実施主体への岩手県農薬管理使用アドバイザーの資格取得を推進するものとする。

(2) 県は、関係機関と協力しながら、実施主体に対して安全ガイドライン及び飛行マニュアルに規定された安全運航に関する留意事項に従うよう指導するものとする。

3 空中散布の実績については、次のとおりとする。

(1) 無人ヘリコプター

ア 県協議会は、協議会規程等に基づき、実施主体である構成員から散布実績を収集する。

イ 県農業普及技術課は、アにより収集された散布実績について、県協議会に情報提供を求め、得られた散布実績を、東北農政局を經由して、農林水産省に提出するものとする。

(2) 無人マルチローター

ア 県農業普及技術課は、実施主体に対し、空中散布後に散布実績を作成し、県農業普及技術課に情報提供するよう協力を求めることとする。

イ 散布実績の提供方法は、別記のとおりとする。

4 事故発生時の対応については、次のとおりとする。

空中散布における事故の類型は、安全ガイドラインに基づき、農薬事故（農薬のドリフト、流出等）及びその他の事故（人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失または航空機との衝突若しくは接近事案）に分類する。また、事故発生時の対応については、次のとおりとする。

なお、県農業普及技術課は、その他の事故が発生した場合、実施主体自らが直ちに東京航空局保安部運用課又は東京空港事務所（夜間等の執務時間外における報告の場合）まで報告するよう、県公式ホームページや研修会等で周知するものとする。

(1) 無人ヘリコプター

ア 県協議会は、協議会規程等に基づき、構成員から事故の報告を受けた場合は、県農業普及技術課に事故報告書を提出するものとする。

イ 県農業普及技術課は、アにより提出された事故報告書のうち、農薬事故に該当するものについて、東北農政局を經由して農林水産省に提出するものとする。

(2) 無人マルチローター

ア 県農業普及技術課は、実施主体に対し、事故が発生した場合には、無人マルチロー

ターによる空中散布に伴う事故報告書（安全ガイドライン別記様式3、以下マルチローター事故報告書）を作成するよう、県公式ホームページや研修会等で周知するものとする

イ 実施主体は、アにより作成したマルチローター事故報告書のうち、農薬事故に該当するものについて、速やかに県農業普及技術課に提出する。なお、マルチローター事故報告書の提出方法は、別記のとおりとする。

ウ 県農業普及技術課は、イにより提出されたマルチローター事故報告書を、東北農政局を經由して農林水産省に提出するものとする。

（情報管理）

第4 本指針に基づく情報提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び岩手県個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）に留意して行うものとする。

附 則

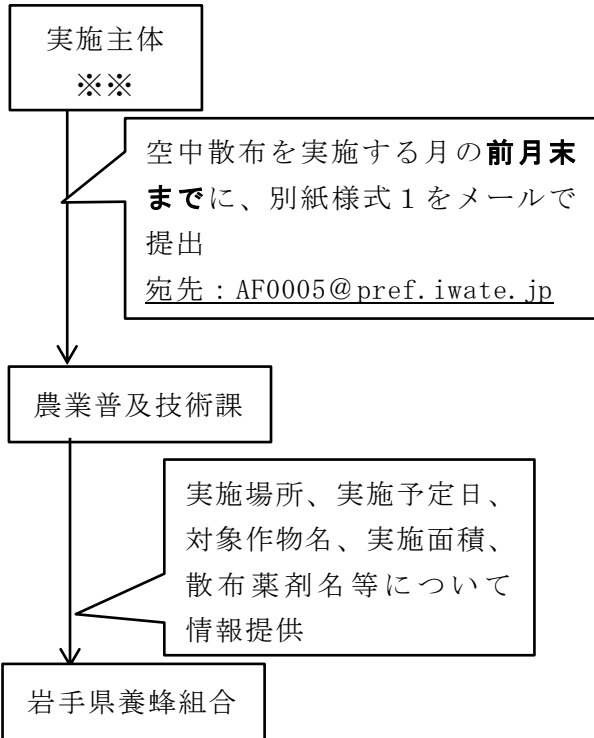
この指針は、令和2年1月30日から施行する。

この指針は、令和5年2月28日から施行する。

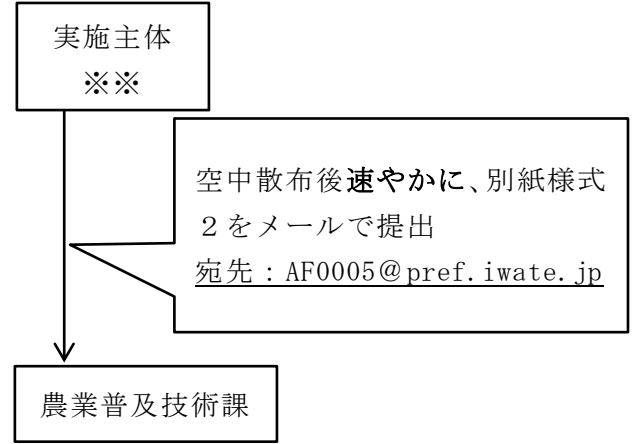
別 記

無人マルチローターの空中散布実施計画書及び実績書の提出及び事故報告の流れ
(※無人ヘリコプターは県協議会のガイドラインに従う)

散布計画



散布実績



※※販売店等が、報告を代行することも可

事故報告

